

# 公益財団法人 交通遺児育英会 令和 2 年度 事業計画

第4次長期事業計画の最終年度である令和2年度は、同計画の総仕上げの年と位置付け、引き続き各事業を円滑に遂行していくとともに、重点課題の達成・進捗状況を評価し総括のうえ、令和3年度から第5次長期事業計画をスタートさせるべく準備にかかる。

当会は、平成23年4月に公益財団法人へ移行し、この9年間、公益法人制度改革関連3法の各基準に準拠し、奨学金貸与事業、奨学生に対する指導・育成事業、学生寮運営事業を着実に推進しつつ、近年は修学支援金給付事業の拡大に取り組んできた。令和2年度は、4月より奨学金の一部給付を開始するとともに、新たな返還免除策の具体化を進める。

また、引き続き当会の知名度向上に努めつつ、財政基盤をより安定化させるため募金活動を推進する。

管理面では、昨年8月に稼働を開始した新奨学金管理システムの活用により、奨学金の申し込みから返還終了までの管理の効率的運用を図る。

以下、令和2年度の事業計画について事業ごとに記述する。なお、第4次長期事業計画の重点課題については、本文中、項目番号の前に\*印を付してある。

## I. 奨学生の採用と奨学金の貸与および一部給付

### 1. 奨学生の採用人数および貸与・給付金額

令和2年度の奨学生の新規採用(予約者の本採用と在学採用)、継続採用(2年生以上への進級者等)および翌年度の予約採用計画は次表のとおりである。計画人数は、過去3年間の採用推移の変遷、および令和元年1月下旬時点の予約出願状況、在籍奨学生数にそれぞれ2~3月の推移予測等を勘案して算出したものである。

交通事故死傷者数の減少による交通事故被害家庭の減少や少子化の進展等を反映し、採用計画人数は漸減している。さらに、令和2年度からは、国による高等教育の修学支援新制度が発足することから、令和2年度新規採用数については、対前年36名の減少を見込んでいる。また、継続採用数も2名減少と微減が見込まれ、採用者合計では38名の減少と見込んでいる。

奨学金については、令和2年度より高等教育については、奨学金月額のうち一部給付を実施する。具体的には、大学、短期大学、大学院、専修学校専門課程、高等専門学校4・5年生に対し、奨学金月額のうち一律2万円を給付する。一部給付実施に伴い、高等専門学校はこれまで5年間を通じて高校と同様の扱いであったものを、4・5年生については大学と同等の制度内容に変更する。

こうしたことから、令和2年度の奨学金は、貸与奨学金が482百万円、給付奨学金が156百万円の合計638百万円(前年比30百万円減)を見込んでいる。

(人)

区 分		H30 年度		R 元年度		R2 年度
		計 画	実 績	計 画	実績予想	計 画
高 校	予約採用	70	68	80	73	70
	本採用＋在学採用	114	122	131	117	120
	継続採用	201	199	193	189	181
	当年度採用合計	315	321	324	306	301
大 学	予約採用	135	166	155	137	120
	本採用＋在学採用	137	130	162	177	138
	継続採用	450	454	427	428	444
	当年度採用合計	587	584	589	605	582
大学院	予約採用	5	8	7	5	5
	本採用＋在学採用	9	12	14	8	7
	継続採用	7	7	12	12	9
	当年度採用合計	16	19	26	20	16
専 修	予約採用(各種含む)	40	44	40	45	40
	本採用＋在学採用	55	52	51	49	51
	継続採用	92	95	70	69	60
	当年度採用合計	147	147	121	118	111
各 種	本採用＋在学採用	2	0	2	3	2
	継続採用	4	4	1	1	3
	当年度採用合計	6	4	3	4	5
当年度採用総合計	本採用＋在学採用	317	316	360	354	318
	継続採用	754	759	703	699	697
当年度採用総合計		1,071	1,075	1,063	1,053	1015
貸与金額合計(百万円)		694	683	688	668	482
給付金額合計(百万円)		—	—	—	—	156
奨学金額合計(百万円)		694	683	688	668	638

(注)「高校」は「高専1～3年」を、「大学」は「短大」「高専4・5年」を含む。以下、「高専」の記載がない場合は同じ。

## 2. 入学一時金、進学準備金の貸与人数

高校奨学3年生で大学、専修学校専門課程、およびこれに準ずる各種学校の奨学生予約申込者のうち、進学校が決定した希望者に対し進学準備金を貸与する。

また、高校、大学、専修、各種の第1学年に入学した奨学生のうち希望者に対し、入学一時金を貸与する。ただし、進学準備金の貸与を受けた者は除く。

入学一時金および進学準備金の貸与計画人数は次のとおり。

(人)

区 分	H30 年度		R 元年度		R2 年度
	計画	実績	計画	実績予想	計画
高校入学一時金	68	53	56	45	57
進学準備金	40	52	45	38	28
大学入学一時金	41	45	50	57	44
専修専門課程・各種入学一時金	28	14	15	17	18
専修高等課程入学一時金	2	1	1	1	1
合 計	179	165	167	158	148

(参考) 奨学金月額、および、入学一時金・進学準備金の額

- ① 奨学金月額 (各四半期の中の月である5月、8月、11月、2月に3ヶ月分ずつ送金。貸与額は無利子)

学 校	奨 学 金 月 額
高 校	2万円、3万円、4万円から選択 (貸与)
高等専門学校(1～3年)	2万円、3万円、4万円から選択 (貸与)
大 学	4万円、5万円、6万円から選択 (うち2万円は給付)
高等専門学校(4～5年)	4万円、5万円、6万円から選択 (うち2万円は給付)
大 学 院	5万円、8万円、10万円から選択 (うち2万円は給付)
専修専門課程・各種	4万円、5万円、6万円から選択 (うち2万円は給付)
専修高等課程	2万円、3万円、4万円から選択 (貸与)

- ② 入学一時金 (1年生入学後、希望者に貸与。無利子)

学 校	入 学 一 時 金 の 額
高 校	20万円、40万円、60万円から選択 (貸与)
大 学	40万円、60万円、80万円から選択 (貸与)
専修専門課程・各種	40万円、60万円、80万円から選択 (貸与)
専修高等課程	20万円、40万円、60万円から選択 (貸与)

- ③ 進学準備金 (当会高校奨学生3年生で、大学・専修専門・各種合格者のうち希望者に貸与。貸与時期：10月～3月。無利子)

対 象 者	進 学 準 備 金 の 額
高奨生で大学・専修専門・各種予約申込者	40万円、60万円、80万円から選択 (貸与)

### 3. 修学支援金の給付

#### \* (1) 家賃補助

平成27年度下期より、修学支援金第一弾として家賃補助の給付を開始した。月額15,000円を半期分一括で給付するもので、令和2年度の計画人数は次表のとおり。

＜家賃補助対象者数の推移＞ (人)

区 分	H30 年度実績		R 元年度実績		R2 年度計画	
	上期	下期	上期	下期(見込)	上期	下期
大 学	133	130	130	139	126	126
大学院	9	11	10	9	7	7
専修・各種	18	23	20	24	22	22
合 計	160	164	160	172	155	155

#### \* 4. 新システムの安定稼働

奨学課、返還課および指導課の連携により、奨学金申込みから返還終了までの一元管理を目指した新システムを令和元年8月13日に稼働開始した。令和2年度は新システムの安定稼働と機能拡充に万全を期す。

## 5. 奨学制度のPRと周知推進

遺児家庭への情報伝達を促進するため、約3万の全国の各学校、関係団体への広報を例年どおり実施する。また、当会ホームページを通じ、より具体的で詳細な情報を奨学金希望者が受け取れるようにする。なお、新システム稼働に伴い、全国の学校向けの広報は最新の学校一覧を利用し行う。

## II. 奨学金の返還

令和元年度は、返還者の減少は続いたが、返還額はほぼ前年度並みの見込みである。令和2年度においても、従来の滞納者対策を継続しつつ、返還者それぞれの状況に応じた対応を行うことにより、引き続き10億円台の返還額を見込む。

具体的には以下の施策を実施する。

- \*①「6ヶ月超5年以内滞納者」への電話による返還督促の継続実施
- \*②5年超滞納の長期滞納者に加え、滞納の長期化防止のため、3年超5年以内滞納者も含めた現地訪問の継続実施
- \*③長期滞納者に対する調停申立ての継続実施
- \*④令和元年8月から稼働した新奨学金管理システムの活用
- \*⑤新たな返還免除策の具体化

### 1. 予想返還総額および返還率

令和2年度の回収額については、近年の返還実績を参考に、返還総額は10億19百万円、返還率（当該年度に返還期を迎える割賦返還額に対する当該年度回収見込み額）は88.3%と予想する。

（参考）返還総額および返還率の推移

（百万円、%）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度見込	R2年度計画
返還総額	1,009	1,026	1,033	1,008	1,019
返還率	87.1	88.2	89.6	88.3	88.3

### 2. 返還金回収業務等の推進

以下の個別業務を着実に推進することにより、円滑な回収を図る。

#### (1) 滞納者への返還督促

##### ①滞納者全般（滞納3年以内）への督促

令和2年3月末と9月末時点で滞納となっている者に対し、それぞれ4月と10月に滞納通知を送付する。

##### ②長期滞納者への督促

督促状は、前年までは、7月末時点の5年超滞納者を対象に、年1回発送してきたが、本年度からは、民法改正を踏まえ、回数と対象を拡大し、3月末と9月末時点の滞納者のうち滞納3年超の者を対象として、それぞれ4月と10月に発送する。

督促状の内容は、通常の滞納通知より厳しい文言で、今後の返還計画を回答するよう求めたものである。

\*③「6ヶ月超5年以内滞納者」への電話による返還督促の継続実施

早期対応による滞納低減を推進するため、「6ヶ月超5年以内滞納者」への電話による返還督促を継続実施する。

\*④長期滞納者宅等への現地訪問

3年超滞納者宅の戸別訪問を全職員により実施する。

訪問時には、個々の生活状況に合わせた返還相談への対応や督促を行うとともに、返還者の生活状況を把握する。

前年度に引き続き「3年間で全国一巡」とする。

\*⑤民事調停申立て

書面督促また現地訪問においても返答がなく、現地訪問において生活状況が困窮しているとは思われない長期滞納者に対しては、平成26年度より実施し効果の上がっている民事調停申立を引き続き推進、令和2年度は70件を計画する。

(2) 住所調査の推進

①滞納通知等の郵便物が返戻されるケースや現地訪問によって判明した住所不明者の住民票や戸籍附票等の交付請求を速やかに行い、転居先住所調査を迅速に実施する。

②連帯保証人が返還者となり滞納状態にある場合には、連帯保証人の住所調査だけでなく、現在は返還者となっていない元奨学生本人の住所を調査することにより返還請求の推進を図る。

\* (3) 新システムの効果的運用による返還管理

令和元年8月に稼働した、奨学金申込みから返還終了までの一元管理を取り入れた新システムの活用により、返還管理の効果的運用を図る。

\* (4) 新たな返還免除策の具体化

平成29年度より開始した特別支援学校生等および生活保護受給者に対する返還免除に加え、住民税非課税者も免除対象とする。

### Ⅲ. 奨学生に対する指導

#### 1. 学業成績および生活状況に関する指導

奨学生の修学状況および生活状況を把握するため、年度末に奨学生の在学学校から「学業成績表」、奨学生本人から「生活状況報告書」を取り寄せる。

「学業成績表」の記載内容から見て、努力を要すると思われる奨学生およびその保護者には注意喚起を行う。学習意欲に欠けるとと思われる奨学生に対しては、奨学金の停止、辞退勧告などの措置を講じる。奨学金の停止以後、学習意欲の顕著な向上

が見られる場合には復活措置をとる。

「生活状況報告書」については、分析を行い、その結果を指導に活用する。

## 2. 高校奨学生と保護者のつどい

令和2年8月、大阪市内で全国の高校奨学生と保護者を対象とした「高校奨学生と保護者のつどい」を開催する。なお、過去の参加状況は次表の通り。

昨年度同様、「つどい」の中で個別相談会を実施する。

「高校奨学生と保護者のつどい」参加状況

年度	開催日	対象高奨 生数(人)	参加者数内訳(人)				参加率	開催地
			奨学生	保護者	同伴者	合計		
H27年度	8/22-8/23	359	91	84	25	200	24.5%	東京
H28年度	8/20-8/21	337	63	69	15	147	20.8%	東京
H29年度	8/19-8/20	292	67	76	10	153	26.4%	東京
H30年度	8/18-8/19	275	64	66	11	141	24.4%	東京
R1年度	8/17-8/18	248	78	80	30	188	33.5%	東京

## 3. 海外語学研修

高校奨学生を対象に米国を研修地として「海外語学研修」を実施する。研修生は30人の予定。昨年度募集を行ったオーストラリア研修は協力元の公益財団法人AFSが開催しないため計画しない。

応募資格は、昨年度同様、原則英検3級以上の資格取得者とし、作文審査、面接審査を経て研修生を決定する。なお、過去の参加状況は次表の通り。

「海外語学研修」参加状況

	行先	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
参加者数 (人)	アメリカ	26	31	24	30	24
	オーストラリア	1	2	0	1	0
	合計	27	33	24	31	24

## \* 4. 修学支援金の給付

### (1) 上級学校進学受験費用補助金

平成29年度より、高校奨学生を対象に、上級学校を受験する場合の受験料補

助を開始した。受験料の合計金額（複数学校・学部の合計可）を5万円限度に年1回給付を行うもので、令和2年度の計画人数、計画給付金額は次表の通り。

(2) 各種資格取得費用補助金

平成30年度より、各種資格取得費用補助金として、「普通自動車第一種運転免許等」取得費用補助金の給付を開始した。指定自動車教習所の講習に要した費用の半額（税込）を15万円限度に毎月末締め切り、翌月15日に給付を行うもので、令和2年度の計画人数、計画給付金額は次表の通り。

令和2年度修学支援金計画人数・計画給付金額

種類	内容	H29年度	H30年度	R1年度 見込	R2年度 計画
進学受験費用補助 (5万円限度)	給付人数	52	67	70	70
	給付額（千円）	1,982	2,645	3,000	3,000
	平均給付額（千円）	38	39	43	43
自動車運転免許 取得費用補助 (50%・15万円限度)	給付人数	113	118	130	130
	給付額（千円）	15,909	16,270	18,000	18,000
	平均給付額（千円）	141	138	139	139

\*H29年度の自動車運転免許取得費用補助金についてはH30年4月給付。

IV. 学生寮「心塾」の運営等

1. 「武蔵境寮」の開設

昨年受贈した、東京都武蔵野市のJR武蔵境駅近くにある店舗兼住居（鉄骨2階建）を寮として改装した。1階、2階にそれぞれ入口を設置し、1階を男子用居室2部屋と職員事務室1室、2階を女子用居室2部屋とし、計4名の学生が居住できる寮として4月より運営を開始する。

2. 塾生への指導

(1) 東京寮

日常の寮生活を通じ、挨拶、礼儀作法、話し方等を身につけさせ、就職活動や社会人になったときにそれが活かせるよう、個々の学生に応じた指導を行う。修得単位が不足している者については、その都度面接指導を行う。また、必要に応じて保護者を交えた三者面談を行う。

塾生と事務局との間で、8月を除く毎月、定例会を開き、情報交換、意見交換

を行い、決定事項については徹底を図る。

(2) 所沢寮

年数回訪問面談を行い、生活状況の確認をする。また、東京寮の行事の機会などに東京寮生との交流の場を設ける。

(3) 武蔵境寮

定期的に職員が宿泊し、生活面での指導等を実施する。また、東京寮の行事の機会などに東京寮生との交流の場を設ける。

(4) 関西寮

職員による定期的な寮生面談や各寮長との面談により、寮生の日常生活や学校生活、寮施設の状況などについて把握し、指導を行う。また、必要な場合には保護者を交えた三者面談を行う。

4. 講座の実施

外部講師を招き、「読み」「書き」「話す」等に関する講座を実施する。

(1) 東京寮

文章講座、読書感想文講座、スピーチ講座、パソコン講座、英会話講座を実施する。また、教養講座として、観劇や音楽鑑賞会を企画し実施する。

(2) 所沢寮・武蔵境寮

読書感想文講座を東京寮の同講座と併せて実施する。

(3) 関西寮

読書感想文講座を実施する。また、教養講座として、観劇や音楽鑑賞会を企画し実施する。

5. 卒塾生との交流促進

東京寮、関西寮の行事などへの参加を卒塾生に呼びかけ、在塾生が、寮、大学での生活や就職活動などについて卒塾生からアドバイスを受けられる機会を設ける。

\* 6. 東京寮の設備の適正化

学生寮建替引当資産の積立て満了時期を考慮しつつ、学生寮建替えの検討作業を進める。なお、建替えまでの間は、経費節減を旨とし現設備の補修で対処するなど、引き続き設備の適正化を図っていく。

V. 事業資金の強化・拡大

1. 寄付金収入

令和元年度の寄付金収入は、予算 3 億円を大幅に上回り 7 億円の見込みである。



この主要因は、一般寄付が予算を上回る見込みであることに加え、多額の遺贈があったことによる。

令和2年度も、前年度に引続き多方面への多角的な募金活動を展開する。

予算は、遺贈を含めず、ほぼ前年並みの3億4千万円とする。

(参考) 寄付金収入推移

(百万円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1 (見込)	R2 (予算)
金 額	494	512	524	452	700	340

## 2. 寄付者の拡大：個人寄付者および法人・団体寄付者の拡大と復活

事業の継続、発展の財務基盤である資金造成のため、個人・法人に限らず、民間のあらゆる分野において、当会の事業に対する理解を深めることと支援の拡大に努める。

その方策として、寄付者に対する接触活動の継続と拡大に力を入れ、知名度・認知度向上ツールの設置または配布についても更なる拡大を目指す。ツールについては、これまで募金課が作製したものに加え、今後も新規ツールの開発を考える。

具体策は以下のとおり。

### (1) 接触活動の推進による当会知名度・認知度向上と支援拡大

- ① 地方自治体、自動車・交通関連企業などが実施する安全運転イベント等に積極的に参加・協賛し、当会の事業活動を広報するとともに交通遺児への支援を呼びかける。
- ② 過年度に寄付をいただいたが現在は停止している法人・団体への復活の働きかけを、自動車や交通に関連するメーカー、販売会社および運輸会社等を中心に引き続き実施する。
- ③ 全国の自動車学校、交通安全協会等、自動車や交通に関連する法人や団体への積極的訪問を継続、拡大する。
- ④ CSR・社会貢献に積極的な企業について、その活動への協賛等を通じて接触を拡大する。

### (2) 開発したツールの活用拡大と新ツール考案

- ① 「事業紹介パンフレット」「あしながおじさんパンフレット」「あしながおじさんポスター」「あしながおじさん昇り旗」等の活用と配布先拡大
- ② 新規制作した「あしながおじさんDVD」の積極的活用と配布先拡大
- ③ 「あしながおじさん募金箱」「募金型自動販売機」の設置拡大

### (3) 無料出張講演の実施と小冊子配布による、当会事業への知名度・認知度向上活動推進

- ① 従来より実施している自動車学校の教官への研修会や運転業務に従事する従

業員の多い運輸会社・タクシー会社の研修会、各地の高等学校での交通安全講習等での無料出張講演を積極的に継続実施し、ドライバーの安全意識の向上、交通事故減少に寄与しつつ、当会事業への理解を深め、支援の拡大に努める。

②過去の講演記録から平成29年1月に制作し、これまで募金課で2万部近く配布してきた小冊子「父の思い出を乗り越えて」を今後も引き続き無料出張講演や企業・団体訪問時などに配布し、交通遺児やそのお母さんたちの苦労や頑張りをできるだけ多くの人に知っていただくとともに、当会事業への理解を深めていただく。

#### (4) 遺贈受入れ等の積極的PR

遺贈に関与している弁護士、司法書士や金融機関等に、不動産を含む遺贈受入れなど当会のきめ細かな対応を、パンフレットやホームページ等に加え、新聞・雑誌等の外部媒体も積極的に活用してPRし、当会知名度・認知度を高めるとともに当会を受遺者とする遺言書の作成を働きかけていく。

#### (5) メディアの活用

昨年度初めて、費用を検討した上で、北海道全域と福岡県を中心とする北部九州においてラジオ広告で当会知名度・認知度向上に併せ、「あしながおじさん＝交通遺児育英会」のイメージ定着を図る短時間CMを流したが、今年度もラジオを含め、他のメディア活用を検討する。

## VI. 知名度向上活動

当会事業の認知度の更なる向上のため、第4次長期事業計画における知名度向上策を継続・強化することにより、交通遺児家庭への周知徹底と支援者層拡大につなげる。

### \* 1. 広報紙およびホームページの充実

#### (1) 広報紙

当会の事業活動を広く紹介するため、保護者による座談会企画など、広報紙『君とつばさ』の紙面の充実を図る。

発行は年5回、6ページ建とする（発行月は5月、8月、10月、1月、3月）。

紙面は、バックナンバーを含めてホームページに転載する。

#### (2) ホームページ

当会の活動や現奨学生、OBの近況紹介などを行う。また、最新情報を速やかに広報するため適宜更新するとともに、より見やすく親しみやすい内容やレイアウトに改善するなど、さらに工夫を重ねる。

## 2. 知名度向上の取り組み

### \* (1) 各種広告を通じた訴求

ACジャパン支援広告は、令和2年度も休止となり、この結果、2年間休止となる。よって、令和3年度の支援団体に選定されるべくエントリーを行う。

今年度は、前年度に引き続き、雑誌等への広告掲載により社会に交通遺児と当会の存在を訴えていく。また、これまでのAC広告のPR効果を検証するため、アンケート調査を継続実施する。

### (2) ホームページへのアクセス数増加への取り組みの継続

当会の奨学生制度をより広く知ってもらうための方策として平成29年12月に開始した、ホームページへのアクセス数増加への取り組みを、今年度も継続して行う。

### (3) 記事掲載促進

マスコミを通じて行う広報活動として、読者ターゲットに合わせて適宜メディアを選別しつつ、情報提供を積極的に行う。

業界紙、業界団体・企業の広報紙やホームページなどにおいて当会情報の掲載機会の拡大を図る。

### (4) 各種企業・団体への広報

自動車、運輸関連企業・団体を中心に、イベントへの参加・協賛等を通して当会の活動を紹介していき、認知度の向上を図る。

### (5) 交通安全意識の啓発および交通遺児家庭についての理解の促進

#### ① 交通安全運動への参画等

春、秋の全国交通安全運動に協賛団体として参画するとともに、地域・自治体・団体レベルの各種交通安全運動との連携を推進する。

#### ② 出張講演の実施

出張講演の実施により、交通安全意識の啓発を行うとともに社会の交通遺児への理解を促進する。

#### ③ 小冊子「父の思い出を乗り越えて」の継続配布

交通遺児やそのお母さんたちの苦労や頑張りを社会の人たちに知ってもらうため平成29年1月に発行した小冊子「父の思い出を乗り越えて」をさらに多くの人に読んでもらい、人々の交通遺児家庭についての理解を促進する。

また、初版発行後の講演会のスピーチを紹介する第2版の発行に取り組む。

#### ④ 警察庁主催のシンポジウム等への継続参加

警察庁交通局が毎年主催している「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」等への参加を通じて、交通遺児への支援を呼びかけていく。

⑤警察庁と連携した当会の事業紹介パンフレットの継続配布

今年度も警察庁交通局と連携し、警視庁および全国の警察署を通じた当会の事業紹介パンフレットの交通事故被害者への配布を継続実施し、当会の奨学制度をより多くの人に利用してもらうべくその周知を推進する。